『ぴったりサービス』で市役所に来なくても手続きできます。

1.ぴったりサービスとは

国が運営するマイナポータルから電子申請ができるサービスです。

今までは窓口に出向く必要があった申請や届出などの手続を、パソコンやスマートフォンなどを利用して「いつでも」「どこからでも」行うことができます。

本人確認が必要な手続もマイナンバーカードの電子署名を付与することで、オンラインで手続きをすることができます。(※1、※2)

また、申請に必要な氏名や住所などをマイナンバーカードから自動転記すること もできます。(※3)

- ※ 1 …署名用パスワード(6~16文字)が必要です。
- ※2…申請や届出などの後に窓口へお越しいただく手続きもあります。
- ※3…券面事項入力補助用パスワード(4桁の数字)が必要です。



●ぴったりサービス https://myna.go.jp/ SCK1501_02_001/ SCK1501_02_001_In it.form

2.ご利用にあたって必要なもの

ぴったりサービス利用の際は、下表に記載のもの が必要となります。

申請方法	必要なもの
パソコンまたは タブレット端末 の場合	以下のうちいずれか ・パソコン ・タブレット端末 以下のうちいずれか ・ICカードリーダー (※4) ・マイナポータルアプリがインストー ルされているマイナンバーカードが 読み取りできるスマートフォン(※4) マイナンバーカード (署名用電子証明書付)
スマートフォン の場合	マイナンバーカードが読み取りできる スマートフォン (※4) マイナンバーカード (署名用電子証明書付)

※4…マイナンバーカードが読み取れる機器は、 『地方公共団体システム機構 公的個人認証サー ビスポータルサイト (URL: https://www. jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html)』 から確認できます。



3.ぴったりサービスが利用できる手続一覧

次のとおり電子申請を受け付けています。

サービス	手続き名	部署	
母子保健	妊娠の届出	健康推進係	
児童手当	児童手当等の受給資格及び児童手当の 額についての認定請求 児童手当等の額の改定の請求及び届出 氏名変更/住所変更等の届出 受給事由消滅の届出 未支払の児童手当等の請求 児童手当等に係る寄附の申出 児童手当等に係る寄附変更等の申出 受給資格者の申出による学校給食費等 の徴収等の申出	福祉係	
	受給資格者の申出による学校給食費等 の徴収等の変更等の申出 児童手当等の現況届		
児童扶養	児童扶養手当の現況届 支給認定の申請		
保育	教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込 保育施設等の利用に係る現況届	子ども家庭 係	
介護保険	要介護・要支援認定の申請		
	要介護・要支援更新認定の申請		
	要介護・要支援状態区分変更認定の申 請		
	居宅 (介護予防) サービス計画作成 (変更) 依頼の届出		
	介護保険負担割合証の再交付申請		
	被保険者証の再交付申請	A =# /D #A /T	
	高額介護(予防)サービス費の支給申請		
	介護保険負担限度額認定申請		
	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費 の支給申請		
	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支 給申請(住宅改修前)		
	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支 給申請(住宅改修後)		
	住所移転後の要介護・要支援認定申請		